

令和元年

12月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和元年12月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年12月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

### 3 出席委員(28名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員(名)

### 5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 高橋咲葵  
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議題50号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について  
議第52号 農用地利用集積計画について  
議第52号 非農地判断について  
議第53号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

---

**開 会**  
(午前 9時30分 開会)

○加藤事務局次長

それでは、ただいまから令和元年12月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたりましては、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

( 挨拶 )

○加藤事務局次長

ありがとうございました。  
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条の規定により会長が務めることとなっております。  
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席委員は、21番、富樫一彦委員が1時間ほどおくれるとの連絡が入っております。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎会議録署名委員の指名**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、7番、石井光一委員、8番、池田良之委員の両名にお願いいたします。

---

**◎報告事項**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。  
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが16件、2番、農地法第4条届出書の受理についてが1件、3番、農地法第5条届出書の受理についてが5件、4番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが1件、5番、解約が6件、6番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが39件、以上68件でございます。担当が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書1ページになります。(報告事項を朗読説明する)  
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。  
どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。3ページの酒田90番の時効取得について、いろいろ10年とか20年とか要件あるは

ずなんですけれども、私もこれに似たような相談を受けてまして、所有者に時効取得で手続をしてもいいんじゃないかと話をしていた案件があるんです。なかなか進まないみたいなので、この件に関して、例えばいろんなそれ以外の要件がクリアしないとかならないとかになるとか、その辺の詳しいことがわかりましたら、説明できる範囲で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ただいまの質問に対して、事務局、お願ひいたします。

○阿彦農地主査兼係長

まず、農地に関しては、農地法の許可を得ないと所有権の移転はできないことになっておりますが、時効取得は民法のところのものでございます。民法に基づくと、お互いが異議なく何の瑕疵もなく通常20年、その利用を継続している場合に限って所有権の移転を認めるというものになります。なお、本当にお互いに瑕疵がなければ、10年でもいけます。ただし、通常はやはり農地法が最初にあるべきなので、20年という形になるうかと思ひます。このところはちょっと説明が丁寧なものが必要かなとは思ひますが、その20年をどうやって証明するかというと、お互いで売買してしまったときの領収書なり、あと土地改良事業の賦課金を支払っている痕跡とか、そういったものをもって20年が証明できれば、登記ができるやに聞ひております。いかんせん、登記に関しては法務局での判断になりますので、農地法はノータッチということになってきますので、第三者的な根拠資料があれば、20年を証明しやすいのかなと思ひます。なお、やはりこれはイレギュラーなやり方なので、その辺は法務局にご相談いただければと思ひます。以上です。

○22番 柿崎一美委員

こういうことは、例えば改良区さんの賦課金とか、私のほうは改良区の基盤整備の一般の賦課金と特別賦課金が様々やっているんですけれども、司法書士さんに頼んでやるんです。前の持ち主も亡くなって、相続な関係でもめたこともあって、そのまま登記が全然直っていないんです。相続登記もなっていないものだから、それでまた二代目も亡くなったという状況になっておりますから、そういった場合でも大丈夫なんですか。

○阿彦農地主査兼係長

まず相続を現在の方にするところから始まりますが、それで根拠資料を基に既に20年以上前から使っていたという話がわかれば、可能かと思ひます。

○22番 柿崎一美委員

それじゃなくて旧登記とられてる人の名前の家が 入り組んでいたものだから、その後、いろんな田んぼがあちこち、1件だけじゃなくて、相続登記取れなくて投げられている土地がいっぱいある。だから普通は時効取得になんなんねがと勧めてんだが、それが進まねもんだがら、それは言っているんだけどね。

○阿彦農地主査兼係長

時効取得自体がイレギュラーなやり方であることに加えて、所有権名義の変更はご存命の方に変えていく必要があります。そこのところをクリアしないと、こちらの農地法であろうと時効取得であろうと進まないです。そこのところは、やはり専門家の方から動いていただくのが早いのかと思ひます。

○五十嵐直太郎 議長

そのほか、何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

## 議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書18ページをごらんください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載がありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。なお、農業者年金の影響は全件ともございません。

それでは、酒田53番から申し上げます。相手方の要望によりまして、所有権移転の申請となります。

なお、こちらは先月からの保留による持ち越し案件となっているものでございます。

別添資料をごらんください。酒田53番の10アール当たりの対価については、田が10万円、畑が7,000円となっております。なお、営農計画書が別添資料12ページにございます。先月と同じ内容となっております。

なお今月上程するに当たりまして、確認をいたしましたところ、労働力につきましては、受け人のほか、その息子さん酒田まで通作して営農を行うというふうの確認を行っております。あわせまして、門田地区の田については、地域の法人からの協力を得ながら、これまでどおり、稲の作付を行うと確認しておりますし、上餅山地区につきましては、きちんと自分のほうで整地までを行い、その後、地域の法人からの協力を得ながら、ソバなどの作付を計画しているということで聞き取っているところであります。そのように聞き取っておりますので、ご審議、よろしく願いいたします。

それでは、議案書に戻っていただきまして、続いて、酒田54番です。相手方の要望によって所有権移転の申請です。なお、両者とも年金未加入です。別添資料をごらんいただきますと、10アール当たりの対価が3万100円で、総額としては5万円の所有権移転となるものでございます。

議案書に戻ります。

酒田55番、相手方の要望によりまして、坂野辺新田の畑1筆について所有権移転、贈与の申請となっております。

続いて、酒田56番です。先ほど解約にも出てまいりました案件でございますが、このたび年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借の設定となるものでございます。

次のページをお開きください。

酒田57番です。こちらも先ほど解約で出てまいりましたが、息子さんへ使用貸借を行うものでございまして、年金を伴わない経営移譲ということでの20年の契約期間となります。

酒田58番についても同じ、息子さんへの移譲となるものでございます。同じく20年の契約です。

酒田59番、親子になります。年金を伴わない経営移譲の使用貸借が20年の契約となるものでございます。なお、渡し人は老齢年金の受給でございます。

酒田60番も親子になります。息子さんへ20年の年金を伴わない経営移譲となるものでございます。

次のページです。酒田61番も親子です。息子さんへ、こちらも年金を伴わない経営移譲で10年の使用貸借となります。

酒田62番も親子です。息子さんへ、こちらは20年間の年金を伴わない経営移譲となります。

酒田63番も親子になります。息子さんへ20年間の使用貸借となります。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。平田7番、田2筆、相手方の要望による所有権移転です。別添価格表をごらんください。総額53万からの割り返して、10アール当たり9万8,600円です。議案に戻ります。

平田8番、畑1筆、相手方の要望による所有権移転です。別添価格表をごらんください。総額1万円からの割り返して10アール当たり2万1,100円になります。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

12月6日に、第3班による農地調査委員会を行っております。

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。何かございませんか。

○16番 須田正弘委員

16番、須田です。

酒田53番の件ですが、上餅山字元山地域は松山にありますので、ちょっと補足説明申し上げます。隣接の農業法人に相談いたしまして、優良農地の確保ということでソバの作付計画のとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

そのほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

なければ、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第49号 農地法3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第49号 農地法第3条の許可申請について、許可決定といたします。

## 議第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

### ○加藤事務局次長

議第50号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細につきまして、担当が説明いたします。

### ○阿彦農地主査兼係長

22ページをごらんください。

議第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田24番、砂採取の賃貸借の申請となります。農地区分は農用地区域内、青地となっております、1年間の一時転用でございます。砂の採取量は6万4,484立米を予定してございます。面積につきましては、1万9,695平米の一時転用となるものでございます。

それでは、別添資料をごらんください。別添資料の2ページになります。

酒田24番、位置図でございます。JAそでうらさんを南側に見まして、日本海東北自動車道のすぐそばにあるところの箇所となっております。

3ページの全体計画図をごらんいただきます。中央に市道が1本走っておりますが、その西側が砂採取の申請地となっております。さらに、市道を挟んでこれまでも何度か一時転用が行われている箇所に向かって、東側にも申請地があります。これは、西側の申請地で採取した砂を搬出するための搬出路を確保するための申請となるものでございます。なお、こちらの市道は道路維持上の支障を防ぐために、地元から通行を禁止されているものによって、このたび搬出路の確保も必要となっているものでございます。詳しくは後ほどスライドでご説明をいたします。

また、別添資料8ページから12ページまで、砂採取後の営農についての確約書が載せてございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

続いて、酒田25番になります。宮海の畑6筆につきまして、資材置場及び車両駐車場敷地として所有権移転の申請となるものでございます。農地区分は公共投資の対象外となっている小規模の集団農地でございますので、2種と判断してございます。また、許可基準については、周辺のほかの土地に立地するのが困難と考え、許可基準を満たしているものと考えます。

また、別添資料をごらんいただきますと、酒田25番の10アール当たりの対価は577万1,500円、総額にしますと490万円での所有権移転となるものでございます。

また、別添資料の4ページ、5ページをごらんください。位置図、字切図、案内図と載せてございます。

5ページの案内図をごらんいただきますと、国道7号線を通りまして、本間ゴルフを通過し、遊佐のほうに向かう箇所、近くにフィッシングトミヤマさんの店舗がある箇所になっているものでございます。国道のほうから少し東側に入ったところに、今回の申請人の社屋がございまして、案内図の中央部分に会社名がありますが、こちらは今回の申請人の関連会社、親会社になっているものでございます。このたびの申請会社と親会社が同じ社屋の中で業務を行っている形でございます。4ページの字切図をごらんいただきますと、太枠で囲まれているところが今回の申請地となっております。国道7号から東側に入ったところにこのたびの申請会社があります。その近隣のところを、このたび資材置場等として利用するための所有権移転の申請となっております。

なお、周辺農地の状況につきましては、地番でいうと109番が畑となっております、同意書をいただいているところでございます。なお、この畑については、92番3のところに住居の方が耕作しているものでございまして、図面でごらんいただくと、98番1を通らないと、その畑のところには行けない状況となっておりますが、この地番が先ほど申し上げた関連会社の雑種地となっていることから、このところの通行も確保するという確約をいただいているところでございます。詳しくは後ほどスライドでご説明をいたします。

(スライド準備) 5条は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第50号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

なお、酒田24番については、砂採取の案件でありますので、説明は省きます。

酒田25番について地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

関口友子委員、願います。

○26番 関口友子委員

事務局と一緒に現地確認を行いました。この一帯がこの会社の関連する土地であるので、周囲への影響もありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、これより、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、願ひいたします。

何かご質問ございませんか。

ちょっと議長のほうから1つだけ。24番について、市道の路肩幅の確保は現地に行ってみた際に、2メートルというふうには業者より聞いています。道路の地盤が弱いので、砂利対の申し合わせ事項では、状況によって5メートル幅をとるという話になっているはずですので、それを現場で業者に申し入れさせていただきましたので、これからそういう現場の場合は十分路肩を配慮して検討、協議いただきたいと願ひしたいと思いますので、これを1つつけ加えていただければと思っております。そのほか、皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、先ほどの意見を付して、議第50号については許可決定といたします。

---

## 議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、1件の変更申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当が説明いたします。

- 阿彦農地主査兼係長  
議案書の23ページになります。  
酒田4番、藤塚の畑1筆につきまして、平成31年4月12日付で5条の許可が出ていた現場事務所敷地としての使用をこのたび延長したいということから、3カ月ほど延長し、令和2年3月31日までの期間に変更したいとの申請でございます。なお、スライドをご用意しておりますので、少々お待ちください。（スライド準備）  
スライドは以上です。
- 五十嵐直太郎 議長  
それでは、農地調査委員会の報告を願います。
- 20番 飯塚将人委員  
20番、飯塚です。  
議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長  
質疑に入る前ではございますが、5条許可案件の計画変更ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。  
酒田4番について、26番、関口友子委員、お願いいたします。
- 26番 関口友子委員  
地域でも特に問題はありませんので審議のほう、よろしく願います。
- 五十嵐直太郎 議長  
それでは、これより、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
何かございませんか。  
(発言する者なし)
- 五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第51号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、議第51号について許可決定といたします。

---

## 議第52号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第52号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

- 加藤事務局次長  
議第52号 農用地利用集積計画について、1番、一般事業、(1)所有権の移転2件、(2)利用権の設定72件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。  
詳細につきまして、担当が説明いたします。
- 阿彦農地主査兼係長  
24ページになります。議第52号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は、令和元年12月17日の予定です。  
八幡、お願いします。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

それでは、八幡について申し上げます。

今回、前川の田1筆につきまして、10アール当たりの対価が59万9,826円、総額70万円での所有権移転の申請でございます。移転時期、支払い時期につきましては12月31日までになります。なお受け人については農業認定者になります。

○ 五十嵐主査

続いて平田です。

平田7番、田1筆、10アール当たり30万、総額2万2,200円、移転時期、支払い時期ともに元年12月17日、受け人は認定農業者です。

以上です。

○ 阿彦農地主査兼係長

26ページをお開きください。

一般事業の(2)利用権の設定を申し上げます。公告予定日は、元年12月17日の予定です。

酒田の案件は34件ございます。南遊佐39番、農協を通さない形での10年間の新規契約となります。続いて、南遊佐40番が庄内みどり農業協同組合を通して10年間の賃借契約となります。なお、こちらは先ほど解約でも一旦出てまいりましたものを、今回再契約するものでございまして、変更内容が上から3行、畑の箇所につきまして、従来10アール当たり6,000円の契約だったものを、保全管理という内容であることから、このたびゼロ円の設定に変更するものでございます。

南遊佐41番を申し上げます。庄内みどり農業協同組合を通して10年間の更新となります。

南遊佐42番につきましても、同様に10年間の1万1千円で庄内みどり農業協同組合を通した更新契約となります。

続いて、27ページになりますが、借受人は西荒瀬30番、31番と同じ方になっております。庄内みどり農業協同組合を通して10年間の1万1,000円での更新契約となるものでございます。

本楯27番、本楯28番、上田9番につきましても、庄内みどり農業協同組合を通して10年間の1万1,000円での更新契約となるものでございます。

27ページをお開きください。

北平田14番を申し上げます。庄内みどり農協を通して10年間の1万1,000円での更新契約となります。

酒田30番から33ページの酒田60番まで合計31件になりますが、先ほど18条6項で解約が出てまいりました案件を、残期間の契約、法18条6項での借受人から息子さんへ移転するための契約として移転契約するものでございます。全て賃借料は1万1,000円となっております。31件分についてお目通しをお願いいたします。

それでは、続きまして、33ページの広野の34番を申し上げます。こちらは貸付人・借受人の直接の契約の形態で、10年間の1万1,000円での新規契約となるものでございます。

続いて、広野35番、こちらは20年間の契約で新規契約になりますが、賃借料が米78キロ相当分ということでございまして、令和元年産のはえぬきの60キロ単価、1万5,500円で計算しますと、2万150円相当になる予定でございますので、こちらは78キロで契約するというものでございます。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡を申し上げます。

33ページ、八幡85番につきましては前川の畑1筆を4,000円で10年の新規の契約でございます。

34ページをごらんください。

86番につきましては2筆を5年の更新でございます。賃借料につきましては、米35キロということで、10アール当たり換算しますと8,750円との内容でございます。

八幡87番につきましては下青沢の田んぼを9,000円で10年の新規の契約です。

88番につきましては、1万1,000円、10年の更新。

89番、90番は借受人が同じ方で、大蔵の田を3,000円の3年の更新の内容でございます。

35ページをごらんください。

91番につきましては大蔵の田んぼ1筆10年の更新で、91番から93番については受け人が同様の方で、賃借人と契約期間につきましても同様の内容での更新になるものでございます。

八幡94番につきましては、先ほど18条の6で解約したものを、今回農協通しで1万1,000円の10年の新規契約を結ぶ内容になるものでございます。

八幡は以上です。

○ 松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山です。

36ページ。松山82番、農協を通さずに賃借料を6,000円、1万1,000円、そのほかの畑が4,000円となります。10年更新です。

以上、松山です。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田99番、100番、同じ受け人になります。こちらの受け人は全く非農家からの新規就農となります。平田99番、こちらの田を米360キロの物納ですが、10アール当たり21キロになります。これを60キロ当たり1万5,500円で換算すると、5,426円になります。こちらは5年間で新規です。

平田100番、こちらは9,000円の5,000円、5年、新規です。

別紙資料13ページをごらんください。

こちらは新規就農者の営農計画書になります。こちらの営農計画書の農機具、施設計画のほうに載っていない農機具なんです。戸沢にある母の実家、借受人さんから見て祖母に当たりますが、祖母が水稻を作付していて、祖母が使っている農機具も利用する、また作業用の倉庫なども借りる予定をしているというふう聞いております。議案のほうにお戻りください。

平田101番、1万円、10年更新です。

平田102番、こちらは畑、ゼロ円、10年更新となります。こちらのゼロ円の理由ですが、場所が南北にあり作物が育ちにくい。面積の3分の1ずつを利用して振る舞い用のソバを植えていくというふう聞いております。次のページです。

平田103番、1万2,000円、10年更新です。

平田104番、105番、106番、1万1,000円、10年更新になります。平田106番に田が2筆ほどありますが、先月の総会でご質問がございましたが、そちらは実勢賃借料7,000円になっておりますので、最高額が7,000円で見ますと、こちらはクリアするものとなります。

続いて、平田107番、1万1,000円、3年更新です。次のページです。

平田108番、1万1,000円、3年更新です。平田109番、1万1,000円、10年更新です。

平田110番から次のページの平田115番まで、同じ受け人になります。こちらは父から息子への移転になります。それぞれ1万1,000円ですが、10年と5年があります。5年が112番と114番になります。それでは、平田116番、1万1,000円、10年更新です。

以上です。

○ 五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○ 20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第52号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○ 五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問、ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第52号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第52号 農用地利用集積計画について、計画決定といたします。

---

### 議第53号 非農地判断について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第53号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議第53号 非農地判断について、農地法に基づく遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて、農地台帳から除外することとなっているため、その判断を求めるものです。

詳細につきまして、担当が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書40ページをごらんください。

下記の土地が農地法第2条第1項の農地に該当しないことについて審議を求めるものです。

番号1です。対象の土地の表示として、所在が上餅山字茂左エ門沢となります。登記地目が田と畑がございます。計13筆、5,832平米につきまして、土地の現況が原野と判断しておりまして、農地利用状況調査の判断も非農地であることから、このたび非農地の判断を求めるものでございます。なお、所有者の3名にはあらかじめ確認は取っているところでございます。

後ほどスライドを映写いたしまして、現地の確認に代えていただきたいと思っております。その後、地元委員からも説明をお願いしたいと思っております。

それでは、スライドを映写します。

(スライド準備)

以上、スライドの説明を申し上げました。

あわせて、別添資料、一番後ろのページをごらんいただきたいと思っております。字切図に示すように13筆が筆界未定となって入り組んだ状況でございます。そのため、このたび3名分の土地を合わせて非農地としたいものでございます。

事務局からは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

15番、荘司太一郎委員、お願いいたします。

○15番 荘司太一郎委員

15番、荘司でございます。

今スライドで見ていただいたとおりでございます。長年、農地パトロールでもやってきても、現状復帰が困難な原野化した状況となっております、よろしくお願ひしたいと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番の五十嵐です。

1つお聞きします。登記地目の変更はどのようにして、実施していくのか、それとも誰か間に入ってしてくれるのか、そこのところ確認したいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

事務局、お願いします。

○阿彦農地主査兼係長

事務局側は、非農地通知を所有者に送りまして、併せて登記変更のお願いも一緒にさせていただくまでになります。後は所有者さんが自力で動いていただかないと、農地台帳からは外れるけれども、登記地目が田と畑として残っていく形となることから、このたびについては、あらかじめ所有者さんとの連携を取らせていただいているものになります。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

弘樹委員。

○19番 五十嵐弘樹委員

現実的に私たちの地区でも、なかなか地目変更は難しいもので、どうにかうまく地目変更等ができればと思うんですけども、酒田市のほうでうまくできるような方向性を考えてもらえればと思います。

○五十嵐直太郎 議長

今、弘樹委員が言われた件に関して、まず農業委員会でも検討してみたいと思います。経費の部分も発生するし、他市町村の先進事例とか、その辺を参考にしながら、できるのか、できないのかも含めて、少し運営委員会でこの案件を検討してみようと思います。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。先ほど私も述べたのですが、登記の件でいろんなことがあって、司法書士に頼む場合の費用が、そこそこでまるっきり違うんです。あまりにも違うので何か決まりがあるかと調べてもらったら、特に業界の決まりもないようだったのだけれど、やはり高いところと安いところでは3倍ぐらい差があるんです。建物と土地すると4倍ぐらい差がある。だからその辺を含めて検討して、委員会として登記も進めてくれれば大変ありがたいなと思っております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

関連で主査、何か今の話で。

○阿彦農地主査兼係長

常々、私たちは民業を圧迫すると言われておりまして、なので、そこのところの兼ね合いをうまく取りながら、まず事務的なところのアドバイスはできるかと思います。ご協力させていただきながら、連携を取りながら、速やかに地目変更、登記がなるような形にしていければいいかなと思っております。またいろいろと農業委員さん方のお知恵を借りたいと思いますので、よろしく願いします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

そのほか、何かご質問、ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第53号 非農地判断について、当該地は農地に該当しない土地とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第53号について、決定いたします。

---

## 議第54号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

続きまして、議第54号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題いたします。事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議第54号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和2年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものです。詳細につきまして、担当より説明させていただきます。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書41ページをごらんください。

議第54号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について審議をいただくものでございます。

それでは、42ページの表をごらんください。

こちらにつきましては、先月の協議会の際に詳細をご説明しておりますので、詳しくは省かせていただきたいと思います。なお、1か所、先月と違っているところがございしますが、一番下にありません。畦塗りのところが、労働賃金などを見直しました結果、先月25円とさせていただいたおりましたところを、30円と変更させていただいております。

それでは、ご審議よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、取りまとめに当たりまして、労を取った農業振興委員長の土田委員長から一言いただきたいと思っております。

○9番 土田治夫委員

9番、土田です。この間の協議会で富樫委員よりご指摘ありました田植えについてはそのままというようなことになりました。

あぜ塗りですけれども今、標準的なあぜ塗り機の効率といいますか、時間的な作業等を考えますと、若干値上げで改定したところなんです。このような形になりましたけれども今後ともよろしく願いしたいと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま事務局と農業振興委員長のほうから説明がありました。それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○19番五十嵐弘樹委員

あぜ塗りのことで1つ。メーター当たり30円というのがあります。片側のあぜ塗り機でメートル30円で片側が30円がいいのか、それとも両方ついての30円なのか、1周ぐるっと回る分もありますが、どのような基準にすると考えているのか、お願いします。

○五十嵐直太郎 議長

メートルに対する考え方はどうなのかとありましたが、土田委員どうでしょう。

○9番 土田治夫委員

あくまでも片側です。100メートル往復してくれば6,000円の料金が発生しますけれども、あくまでも参考ですのでよろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

よろしいですか。参考の表ですから、その辺をよろしくご理解いただきたいと思います。そのほか、何かご質問、ご意見、ございませんか。どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番の柿崎です。参考資料と数字的に乖離があり過ぎるのか、考え方の乖離があり過ぎるのか、その辺もう少し審議していただいたほうがよろしいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○五十嵐直太郎 議長

柿崎委員から数字、現場との乖離が大きいのではないかと、このように検討委員会になったその辺の考え方を、少しお聞きしたいという旨の質問だったかと思いますが、それについて、局長が今見えましたので、事務局のほうからお願いします。

○藤井事務局長

議会の関係で遅れました。

乖離について今お話があったわけですが、前回の協議会の場でもご説明はしているところです。それで一部、算出に当たる計算式につきましても、見直しをまず図ってきた、それから使用する機械についても、もう一度これまでの過程も含めて見直しを行った、それに対してJAから見積りをいただいたということです。

それをそのままその計算式に当てはめながら、これまでよりもですね、より、また現在、皆様方の農作業等により近い形で、まずは生の金額を出すために考えております。例えばその中でも特に田植えにつきましては、農作業の機械そのものがこれまで見ていたものが低かったということで、検討の段階でも課題にあがりましてけれども、実際にはその機械を使っているんじゃないかということで高い金額でありますけれども、そのまま使ってもらって、8,400円の金額を使ったらベストなものと思います。

前回の協議会でも、特に一番乖離が目立った田植えの8,400円は少しどうかと。やはりいきなりこの金額で来年いくのか、それとも、激変緩和的に段階を踏むということを含めて、その場でもいろいろ意見が出ましたけれども、最終的には正・副委員長含めて内部に任せていただけということで、今回意見を提出させていただいた次第でございます。

なお、この場で今、我々としてはこのような形で提示させていただいて、そのまま進めたい気持ちはありますけれども、もう一度検討いただいて少しご意見をいただいて、それで皆様方で再度ご検討いただけたら、数字につきましても少し下げるなど含めて検討いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま局長のほうから議案に対しての説明、柿崎委員に対する説明がありました。度々申し訳ないですが、土田委員長のほうからもご意見を頂戴したいと思います。

○9番 土田治夫委員

局長が言われたとおりなんですけれども、もしこの原案が通れば、来春からの適用になるわけですが、皆様方も多分すぐに納得しかねるかもしれません。局長言われた通り原案価格を使いますと表の額になります。隣接市町村も大体8,000円前後というところが多いようですので、まず酒田市農業委員会の参考資料もこの価格でのほうがいいのかと思ひまして、今回提示させていただきました。その辺も踏まえてよろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

このことについて、皆さん、何か、前回の委員会では検討していますが、再度ご意見、ご質問があれば頂戴したいと思います。どうですか。

じゃあ、私のほうから一言。前回もこういう話が出まして、いろいろ土田委員長のほうから、局長のほうからも緩和措置はどうかという話を出させていただきました。ただ、実態に即した価格、そういうものでいって、あとは応用編は個人、それぞれ団体、あるでしょうから、その辺を皆で基本姿勢は貫くと、そういった意見で前回も皆さんから意見を頂戴したやに思っております。ですので、ここに改めて、この参考であると、賃借料も作業料金も参考なんですよと、こういうふうにあえて書かせていただきましたのは、そういうことになるかなと思います。

それから、認定農業者の経営面積、スタイルはいろいろあるわけですがけれども、これは年々、少し拡大すればこの数字もまた変わります。問題は考え方をこれから統一していきましょと、今までも苦労しながら会議日数も掛けていろいろ考えながらやってきたわけですがけれども、事務局の負担、それから現場の農家の実情を知っていただくと、そういった意味で、これからはその辺を通しましょと、そういう考え方がきちんと表すべきものかなと受け止めておりますので、その辺も踏まえて皆さんからもご意見を頂戴できればと思います。

どうぞ。

○2番 庄司隆委員

2番、庄司です。

前回、私も言いましたけれども、やはりこの内部を聞かれると説明しにくいのです。これは基準です。積算資料で算出されたものを調整して少し安くしたりすると、説明が困るんです。それよりも実際、今議長が言ったとおり我々が説明しやすいほうがありがたいと思います。私も現場から強く聞かれたときに事務局から資料を出してもらって、いろいろ説明なんかして、少し安くするとか高くするとかの調整基準がどこに出てるのか、説明するのが大変なんです。

そういうことで、私としてはそのまま通して、それぞれの皆さんがそれぞれでいろんな面、応用してくださいという方が、私としてはやりやすいのでそれで通してもらえればと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

そのほか、何かご意見ございませんか。どうぞ。

○24番 五十嵐亨委員

24番 五十嵐です。

さっき柿崎さんのほうからお話があったと思いますけれども、畦塗りですけども、往復の30円で考えないと、あまりにも6,000円というのはちょっと乖離し過ぎているんじゃないかと思えます。うちのほうでも1本換算普通の田であれば1枚当たり3,000円ぐらいのあれですから、片側となるとやっぱり15円ほどにしてもらわんと合わないんじゃないかと思えます。

○五十嵐直太郎 議長

今の考え方、ほかの市町村でもこれに近い数字は出ていますが、こういう考え方でいくのか、協議、検討の中で片道、どうぞ、土田委員。

○9番 土田治夫委員

原価計算しながら計算しております。多分、その機械の所有がどこなのかということはありませんし多分、個人であぜ塗り機を持ってメートル15円でやったら乖離ないと思います。あくまでも参考ですので、地域地域で価格は設定してもらって構わないと思います。ただ、こういったのが実際出ていくわけですので、いろんなご意見が出るとは思いますけれども、そこは地域で今までどおり15円で、うちの方はやりますよということで私はそれでいいんじゃないかなと思います。

○五十嵐直太郎 議長

どうぞ。

○13番 齋藤均委員

13番、齋藤均です。

あくまでも試算表がありますので、そこでいろいろ条件がついているので、実勢で高い、安いという試算表の条件付きを見直してから、条件がいろいろ変わると当然変わってくるわけですので、こういう条件ならいいよというのをしっかり押さえておいて、実勢の高い安いこのくらいは見えてやらないと、乖離している、ただ金額だけではちょっと議論できないなど。

○五十嵐直太郎 議長

どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎ですけれども、実は何で乖離したかという、この試算表というのは農業委員の中では共有するんですけれども、一般の人には非公表という扱いになっているはずなんです。そうした場合、やっぱりここはきちんとやらないと委員それぞれが多分聞かれるんだと思うんです。聞かれたとき、きちんとした形で返答できないと、うちの農業委員としてトラブルのもとになりますので、その辺をきちんとしてもらうために、私は意見出しているんで、その辺も含めて検討していただければと。

○五十嵐直太郎 議長

今、最後の柿崎委員の意見に対して、局長、どうぞ。

○藤井事務局長

試算表については例えば農作業の機械、これなんかは経過ではなくて農協が実際の小売価格的なものも聞きながら出しておりますので、そういったことも含めると、まず今おっしゃられたように、基本、非公表という形は、これは原則的に必要です。これまでもいろいろ農協さんあたりからそういったことが聞かれる場合がありまして、そのときには、その資料提供をやってきた事実がありますので、その辺をちょっと後でまたいろいろご相談させていただきながら決めていきたいと思っておりますけれども、基本は非公表になります。

じゃあということで、農家の方々から、なぜこの金額かと聞かれた場合、今おっしゃられたとおり、その理由については一応、理由をそれぞれまとめて、農業委員会全体で共有して、農家のほうに説明できる資料を作成したつもりです。

○五十嵐直太郎 議長

私のほうからも補足しますと、この基礎データ、農協さん、各メーカーさんもいろいろ核心の部分のところがありまして、むやみに公表できるものではないと、そういうものを持っていますので、そういう意味では、やっぱり慎重であるべきだと。ただ、原価計算のときに、私どもにはきちんと数字は上がっていますのでその部分ケース・バイ・ケースでその部分の対応してきた経過がありますので、まずいろんな方からそういう要求なりがあった場合は、事務局と相談して、その都度対応していきたいと、全部オープンに出すと、それはちょっと控えさせていただきたいと、こういうことかなと思います。

そのほか、何かご意見ございませんか。

いろいろあると思いますけれども、最後のあぜ塗りに関しても、これ自体取り上げることがどうなのかと、長年上がってこなかったわけです。上げれば上げたで、またいろんなこのような議論になってくるわけですので、やっぱりこれはさっき庄司委員も言ったように、誰から見ても説明できる数字を使っていこうと、こういうことが大前提のための議題となりますので、その辺をよくご理解した上で検討していただければと思います。

何かその他ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第54号 令和2年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長 異議ないようですので、議第54号については決定といたします。

---

## 閉 会

以上をもちまして令和元年12月定例総会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

(午前 11時 20分 閉会)